

一般社団法人 北陸住環境対策協議会 定款(抜粋)

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 北陸住環境対策協議会 と称する。

(目的)

第2条

当法人は、地域再生、限界集落の再生、空家・古民家の再利用の促進、住環境に関する日本文化の継承及びそれらの重要性の周知を図るために、以下の事業を行い、日本国内の住環境の整備に寄与することを目的とする。

- (1) 講演会・相談会の開催、講師の派遣、図書の出版、パンフレット・冊子等の作成及び配布
- (2) 地域再生、限界集落の再生、空家・古民家の再利用の促進、住環境に関する日本文化の継承、又はそれらの重要性の周知についての調査、研究開発及びコンサルティング
- (3) 建築工事・土木工事の設計・監理及び請負
- (4) 不動産売買・賃貸及びその仲介、管理
- (5) 建築士事務所の経営
- (6) 飲食店・宿泊施設の経営
- (7) 大衆浴場、スポーツ施設、アミューズメント施設、リラクゼーションサロンの経営
- (8) 旅行業
- (9) 家事代行業
- (10) 介護保険法による指定居宅サービス関連事業、介護施設の紹介・斡旋事業並びに高齢者住宅向け入居斡旋事業
- (11) 墓石の販売、霊園・納骨堂の建設・斡旋業務。既存の墓の墓じまい・改装・移設同旨の業務。葬儀・法事・永代供養等に関する寺院の紹介・斡旋業務
- (12) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集業務
- (13) 農産物の生産及び販売
- (14) 事務用機器・日用雑貨・家具・衣料品・飲料品の製造・販売
- (15) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (16) 総務・労務・経理事務の受託
- (17) その他当法人の目的を達成するために必要な事業